

令和 7 年度 第 5 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
2 開催日 令和 7 年 8 月 1 8 日 (月)
3 場 所 消防局 6 階 作戦室
4 出席者 委員 (1 2 名)
大塚会長、伊藤副会長、寺田副会長、大気委員、田島委員、中原委員、
経塚委員、美和委員、手島委員、野中委員、山火委員、小山委員
事務局 (3 名)
大和田係長、久田係員、奥山係員

5 公開・非公開の別 公 開

6 傍聴者の数 0 名

7 議 題

- (1) 令和 7 年度第 4 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認
(2) 「予防規程の準則」の見直しについて
(3) その他

8 審議経過

【大塚会長】

令和 7 年度第 5 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

(会長から開催の挨拶があった。)

【大塚会長】

本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

(資料 1 の説明を行った。)

【大塚会長】

令和 7 年度第 4 回川崎市危険物等保安審議会の会議録について、皆様から意見等がありますか。

無いようですので、前回の会議録を承認することとします。

続いて、「予防規程の準則」の見直しについて、事務局からお願いします。

【事務局】

資料 2 の準則本文の修正点について説明をさせていただきます。なお、前回会議で削除対象となりました「の長」について、「予防担当部門の長」以外にも文中で複数使われていることから、ご説明ののちに皆様からご意見を頂戴したく存じます。

(本文内容について、前回審議された各ページの追加及び削除部分、表記の統一について説明を行った。)

【伊藤副会長】

10ページの「漏えい若しくは流出」のうち、「流出」を選んだ理由を教えてください。

【事務局】

「漏えい」は石災法として、「流出」は危険物としての捉え方がそれぞれあるようですが、必ずしもどちらかでなくてはならないという決まりはありません。

【伊藤副会長】

明確な決まりがないのであれば、「流出」というと事業所外に漏れ出してしまうような印象があるため、「漏えい」の方が理解しやすいのではないかと思います。

【事務局】

分かりました。それでは「漏えい」に修正することといたします。

【大塚会長】

「の長」の部分については、各事業所の実態と照らし合わせて検討するということがよろしかったですか。

【事務局】

その通りです。前回の議事録にあるように、3. 2. 3及び4. 2. 2の「予防担当部門の長」のみ消すということでのいいのか、または「の長」と付く部分については全て削除該当としていいのか判断しかねたため、ご審議いただきたく存じます。

【経塚委員】

4. 3. 2について、事業所の長は事業所の統括責任を負っており、関連部門の長の中から工事責任者を選任し指名することができるものであるため削除すべきでないと思います。

【事務局】

分かりました。続いて、4. 3. 4についてお願いします。

【大塚会長】

当事業所では、各部門の主任が行っています。

【経塚委員】

4. 3. 2の(3)で委任された後の内容なので、長は削除でよいと思います。

【野中委員】

本文が全体的に「の長」と表記されているのは、各長が部門の代表かつ最終権限を持つ者としての意味合いを含んでいるためだと解釈しています。実際に当事業所でも、各部門の長が全ての業務の指示や確認を行っているわけではありませんが、こうした文書においては、長とするのが一般的と考えます。

解説の4. 3. 4(2)において「正式に委任された者を含む」とあり、長でなくてもよいことは読み取れるので、本文が「の長」という表現だとしても問題はないと考えます。

【中原委員】

実態として、各事業所の規定はどのように書いていますか。

【野中委員】

当事業所の規定は長となっていますが、実際は担当者が業務を行っています。

【中原委員】

当事業所の規定は担当者となっています。

【大塚会長】

当事業所も、規定で担当者となっています。

【寺田副会長】

当事業所の規定は長となっていますが、準則本文から長を削除することに違和感はありません。

【大塚会長】

各事業所の実態は分かりました。準則では長を削除することでよいでしょうか。

【野中委員】

実態に合わせることでよいと思います。

【事務局】

分かりました。

【寺田副会長】

4. 3. 4. の（1）内の「各課担当者に周知徹底させなければならない」とする部分も、主語が長である前提の内容なので、長を削除するに伴い削除した方がよいのではないのでしょうか。

【伊藤副会長】

周知徹底させるのも部門ですので、この部分は残してよいと思います。

【大塚会長】

長を削除したことにより、解説4. 3. 4の（2）も不要と考えます。

【中原委員】

本文の「各課担当者」も「各部門担当者」に修正した方が分かりやすいと思います。

【事務局】

分かりました。修正します。

【大塚会長】

4. 3. 5及び4. 3. 7についても同様に削除とします。

【事務局】

分かりました。続いて、6. 1. 1の（2）、（3）及び（8）について、いかがでしょうか。

【大塚会長】

（2）、（3）及び（8）については、そのままよいと思います。

【伊藤副会長】

私も、長は削除しなくてよいと思います。

【事務局】

分かりました。

【大気委員】

事業所の長とは事業所長や製造所長、工場長等を指すと思いますが、保安教育担当部門とは皆様の事業所ではどの部門を指しますか。

【大塚会長】

当事業所では環境安全部を指します。

【山火委員】

人事部でもあると思います。

【大気委員】

各事業所によって保安教育担当部門にあたる部門の実態は違うということですね。分かりました。

【事務局】

続いて、6. 2. 1についていかがでしょうか。

【大塚会長】

教育の部分と内容は同じになるので、そのままよいと思います。

【山火委員】

6. 2. 2の(2)エの「防ぎょ方法」とはなんでしょうか。

【伊藤副会長】

私は、棒状や霧状など放水の仕方のことだと考えました。

【事務局】

防ぎょとは、消防では戦術に近い意味合いで使用しています。

【山火委員】

それであれば、戦術という言葉に言い換えた方が理解しやすいと思います。

【事務局】

それでは、「防ぎょ方法」を「消火戦術」と修正しますがよいでしょうか。

【大塚会長】

そちらの方が分かりやすいので、よいと思います。

【事務局】

分かりました。

【大塚会長】

他に無いようですので、解説について事務局からお願いします。

【事務局】

(本文内容について、前回審議された各ページの追加及び削除部分、表記の統一について説明を行った。)

各記録の保存期間については、準則本文中からそのまま移しているのので、年数も併せてご確認ください。

【大塚会長】

ありがとうございました。「おおむね〇年間程度」は、おおむねと程度が同義であるため、「おおむね〇年間」でよいと考えます。

【事務局】

分かりました。修正します。

【大塚会長】

解説4. 3. 4は(2)を削除しますが、(1)についていかがですか。

【伊藤副会長】

(1) を削除してしまうと、「並びに」と「又は」の関係性が不明になってしまうと思います。

【大塚会長】

ここは、「の長」を削除することでよいと考えます。

【事務局】

分かりました。解説では(2)を削除することで項分けの必要が無くなるため、(1)も削除とします。

【大塚会長】

他にご意見が無いようであれば、本日審議した箇所について修正し、来月お示しいただければと思います。次の審議内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

来月以降の審議内容は、「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについてとなります。平成13年に作成しているため、法令改正等の記載内容の確認になるかと思っています。

【大塚会長】

全体のページ数はどのくらいですか。

【事務局】

用語集は128ページ、技術用語集は27ページになります。委員の皆様には、先にデータをメール送付いたします。次回の審議会では紙の資料をご用意します。

【大塚会長】

60周年記念冊子について、議論の必要はありますか。

【事務局】

歴代委員や審議経過、視察研修先一覧等の過去のデータがあるので、事務局にて作成します。委員の皆様には、10月若しくは11月頃に製本での配布を予定しています。

【大塚会長】

その他、皆様から何かご意見はありますか。

【事務局】

次回の開催は9月8日(月)の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

【大塚会長】

これで令和7年度第5回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。